

ていた。まことに沈滞した、活気のない社会生活であった。

太平の生活に馴れた町人は、儉約令によって大打撃を蒙り、物価は二割の強制値下げで、多くの店は破産に追いこまれ、改革の意図が衣食住を改めることであったので日常生活は一変せざるを得ない状態であった。

株仲間の解散により在郷商人層の台頭が、家内工業の発展と共に地方地方に新しい市場が出来て、今までの城下町や門前町になかった新しい町づくりがなされてきた。各地の特産物が自生的な展開をするめえができてきたのである。

検地

松浦 一二三

此の稿の始めは石野原泉小学校校長の原泉地区歴史資料の発掘、古文書によるものである。幕藩時代の農村を知るには地方(ぢかた)文書として残されている、いわゆる地方三帳即ち御取箇御帳、年貢割付状、年貢皆済状の三種と、同じく各村々の検地帳(水帳)、宗門改人別帳、〇〇村差出帳、及五人組帳とそれに附随している五人組帳前書を読むことである。然し時代は隔たり、各村々の重要文書とはいえ、その一片の古文書でも見ることが出来れば幸であるという現在である。

原泉の古文書

覚

一御検地慶長九甲辰七月と申伝は御座候得共、御検地御帳面

は焼失仕無御座候、依夫其節之御検見帳段々用申候、其後掛川御城主井伊兵部少輔様之御時に、宝永元申の年之御検見帳相用来申候。

一新田御検地、正保五子の年北條出羽守様之御時と申伝に御座候得共、御検地御帳面は焼失仕無御座候、依夫右之通り宝永元申の年之御検地帳相用末申候。

右は此度御頭被仰付候に奉畏御座候。以上。

寛延三年午の三月 佐野郡萩間村

新見御役所

権左衛門

次右衛門

九左衛門

角右衛門

新見御役所とは、中泉代官大草太郎左衛門の代官役所であり寛延三年とあるから、寛延二年から宝暦四年迄代官であった太郎左衛門政美の時である。中泉代官の照会に対する返書である。慶長九年に施行された。世にいう辰の検地、伊奈備前守の検地帳水帳と正保五年北條出羽守の施行の新田検地の水帳が火事の為焼失して村に残されていない故、宝永元年の井伊兵部少輔の検地帳を代用していると報告している。

検地とは

原泉地区旧萩間村の古文書にある検地とは、言葉ではわかっているが改めて考えてみよう。封建制度のもと士農工商の身分制は、安土桃山時代の刀狩による如く兵農分離、座、市の発達に伴う農商分離の政策により固定してきたものである。豊臣秀吉の行った、世にいう太閤検地に続き、江戸幕府や諸藩で行った検地によって農民即百姓の身分が独立していった。

検地は土地の丈量を行い農地の生産力を法定化し、年貢扶役等の賦課の基準を定める作業である。

太閤検地

室町時代末期になると戦国大名のもとで、夫々領国の農民等から戦力となる食糧、金銭、軍夫など拠出せしめる為、農村の耕地、戸数に一定割を設けて貫高制なる制度が生まれる。織田信長、豊臣秀吉と天下統一が進むにつれて、貫高利にかわる石高制を取り入れ、天正十七年の俗に「天正の石直し」といわれる検地が大規模に行われ、「文禄の検地」といわれる文禄三、四年までに施行されたものを太閤検地という。

「田畠屋敷は六尺三寸等をもって、五間に六十間、即ち三〇〇歩を一反として検地する」、生産見込高は、上田は一石五斗、中田は一石三斗、下田は一石一斗、上畑は一石二斗、中畑は一石、下畑は八斗と定める。又屋敷も一石二斗として上畑並の付加対象とする。検地の帳面は百姓にも写させ、請状を出させる。検地奉行としては各在所の帳面に判を押して渡すなど、他にも細かな規定があるが、此等によって検地は行われたものである。

検地の終わった村々は、それにより土地の耕作者が決定され、検地帳に作人が登録されて納税（年貢）を義務づけられたのである。百姓は土地の耕作と保有の権利を認められたが、それは逆に耕地に年貢負担者として縛りつけ、他所への転出は規制されたこととなったのである。原泉地区の太閤検地を忍ばせる。

「文禄貳年癸巳九月二日、遠州佐野郡原谷反間村御検地水帳同年月日、遠州佐野郡原之谷内萩間村御検地水帳」とあり、検地奉行福岡市右衛門と表書のある真黒になった文書が発見された。文禄二年といえは掛川城主は山内一豊の時代である。山内家の家臣を調べると、土佐藩の中老御仕置役沓石福岡丹波千孝とある。この人が内膳とも市右衛門ともいい、掛川藩時代は五百石御仕置役を勤めている。山内一豊は、天正十八年より慶長六年、土佐高知に移る間掛川藩主として当地方を治め、その間太閤文禄検地を施行したのである。検地奉行として福岡

市右衛門縄とりをしたのであろう。「文禄二年、遠州佐野榛原両郡検地高目録」が高知山内家の資料の中にある。これによると反間（丹間）村、萩間村は、各々二十一石八斗、五十石四斗四升、となっている。

辰の検地

関ヶ原の合戦で全国諸大名を二分し、東西に別れて争った徳川家康と石田三成は、遂には東軍の勝利に終り、豊臣家の衰退となり、家康の天下取りにつながるのである。東軍の諸大名は勿論、家康幕下の者共まで宜しく恩賞にあづかり領主大名として諸国の領国に封ぜられたのである。当掛川藩も山内一豊高知に移る、家康の異父弟松平隠岐守定勝が掛川城主となり慶長六年より領治したのである。慶長八年二月家康征夷大將軍に補任せられ江戸に幕府を開くや徳川將軍三百年の礎となった全国総検地を施行する。当掛川地方は伊奈備前守忠次、縄取をなし俗に辰の御検地といわれる慶長九甲辰年の検地が行われる。此の検地の間等は六尺一分である。

先にあげた「原泉地区の萩間村文書」にある焼失された御検地が「慶長九甲辰之七月廿四日、遠州佐野郡原谷之内反間御検地御帳之写」と同時に、表紙が真黒で辛じて判読出来る程度に「慶長九」と「遠州佐野郡原谷萩間村御検地水帳」とある古帳面が出て来た。そして今一つ原泉地区の旧黒俣村の検地帳も発掘された。

「一、慶長九甲辰年七月廿一日 検地

三石七斗八升八合

黒俣村 藤内馬

屋敷 貳斗壹升六合六勺七才

同

三石九斗八升九合六尺四寸

次郎大夫

屋敷 壹斗五升六合

同

三石四斗七升四合三勺三才

次郎右衛門

屋敷 貳斗八合

同人

三石四斗九升五合六勺六才

作之三郎

屋敷 壹斗八升貳合 外ニ九升四合寺地 同

三石六斗壹升三合六勺七才

太郎兵衛

屋敷 三斗三升八合

同

四石七升七合七勺七在

八郎兵衛

屋敷 壹斗九升五合

同

四石五斗六升六勺七才

喜藤

屋敷 四斗壹升六合

同

三石八斗四升三勺四才

喜藤五郎

屋敷 貳斗六升

同

壹石三斗六升九合三勺三才

佐衛門四郎

屋敷 壹斗五升六合

同

九斗四升

寺

五斗壹升八合三勺三才

三郎兵衛

屋敷 壹斗四合

同

五石七斗六勺七才

藤左衛門

屋敷 三斗九升八合六勺七才

同

合三拾九石三斗七升六合壹才

屋敷 貳石六斗三升三勺四才

惣高二〇メ 四拾貳石之合之勺五才

以上が古文書の全文であるが、同じ辰の検地について掛川誌

稿の基礎資料となった大庭大亮家蔵の「資料調査巡村記」の中

に黒股村辰ノ検地帳にあがっている百姓の氏名がある。活字に

なっている故、そのまま写す。「木藤五郎、太郎兵衛、い兵へ

左近三郎、喜藤四郎、藤四郎、藤左門、二郎太夫、二郎右門、

藤内馬、作之丞、たつ四郎、法く今、慶長甲辰年七月廿一日、

とある。前記の古文書と比較すると、総人員で耆人の相違が

あり、実名にて合計八人の相違があるが、たとえば古文書の左

衛門四郎を大庭氏は達筆で左門四郎と書いてあり、後の世の人

がたつ四郎と読んだのではあるまいか。木藤も喜藤である。

ついでに「掛川誌稿の資料調査巡村記」によって、辰ノ検地

につき書いて置こう。黒股村七月二十一日、居尻村七月二十三

日、丹間村七月二十四日、萩間村七月二十五日、大和田村八月

四日、南下西郷村八月十一日、原川村八月十五日、久居嶋村、

中島村、市井平村、樽子村八月二十一日、上島村八月二十三日

桑地村八月二十六日、亀甲村九月二十一日と検地の日付が書か

れてあり、萩間村検地帳御検地奉行として、柴田忠兵衛、岡本

孫左衛門、村田次郎兵衛の名が見える。代官伊奈備前守のもと

に直接縄をもち間竿をはかり、村役人を督励して丈量して行っ

た役人の名と思われる。この資料には掛川市東部の旧村々の名

が出てこない。掛川市史資料集第二号に慶長九年辰年七月日御

検地遠州佐野郡千羽村水帳とある。日を欠くが七月である。以

上を総合して辰ノ検地は掛川周辺は、慶長九年七月より同年九

月を中心に行われたものであろう。

その後の検地

慶長検地により遠州諸村々の村高は決定して、百姓の年貢の

負担量も算定出来たのであるが大名領分となり、天領となり、

又旗本知行地となって何年か過ぎると、其の村々の支配者の思

惑と農民の開発欲より田畑の開墾がなされてくる。これを新田

として新たに検地帳に書き上げて年貢対照地とするのである。

掛川藩の場合、江戸幕府の後半は太田侯により領治せられて

来たが、前半約一四〇年の間は松平隠岐守に始まり藩主松平家

二代、安藤帯刀、松平越中、朝倉筑後、青山大蔵、松平家二代

本多能登、松平伊賀、北條出羽、井伊家四代、松平遠江、小笠

原家三代と前後十九名、十二家に及んでいる。それらの藩主が

その時々々の検地を行って、年貢の取立高を多く望んでいたとて

も不思議ではない。

村差出帳に見られる「出目新田」なるものは、旧来よりの土

地を計量し直し、浮び上がらせた面積であり新開発の田畑では

ない。上西郷村差出帳に北條出羽守様御改出目新田として書き加えられているのが目につく。これは慶安三年頃のことである。又、起帰新田とは、元来田畑であったものが天災等により荒地となつてゐる所を改めて開発し新田とした田畑で、新田として検地帳に書き加えられたものが各村々に多く見られる。倉真村差出帳に「延宝八申年井伊伯著守様御代永荒場所起帰りに名目申新田と御改請申候」とある。

この様に新田検地は各村に数多く見られる。今、手近の資料を拾っただけでも寛永二年五年朝倉筑後守、寛永十六年十七年十八年本多能登守、正保二年と四年松平伊賀守、慶安元年、二年、三年、四年、承応二年、明暦元年、二年、三年、万治元年北條出羽守、万治二年、三年、寛文二年、四年、五年、七年、八年、十二年、延宝二年、三年、五年、八年、天和三年、元禄元年、二年、四年、六年、八年、十二年、宝永元年井伊兵部少輔又は伯著守、享保六年、十五年、元文四年、五年、小笠原山城守とみられる。これだけで四十ヶ年もある。

村によって調べると

南西郷村は、明暦元年、万治二年、三年、寛文二年、四年、十二年、延宝五年、享保六年、十五年とあり
桑地村は、正保二年、四年、慶安二年、承応二年、万治元年、二年、寛文五年、延宝三年、元禄元年、四年、六年、十二年、宝永元年とある。
延享三年太田撰津守以降の事は諸賢兄の発表をまとう。

村高の移動

文禄検地より明治二年浜松県に移るまでの村高の移動を、数ヶ村拾つてみよう。太閤検地を文禄、慶長検地を辰、元禄十三年遠江国元禄高帳を元禄（此の高帳は遠江国風土記伝の村高と同じ）延享四年村差出帳による村高を延享（此の村高は掛川誌稿の村高と同じ）、明治二年石高調を明治と略号で書く。

1. 五明村

文禄高	三三五石一二升	
辰ノ高	三三五石七一升	外に粟隣寺領一石
元禄高	三三六石七一升	
新田高	三三六石九升	元禄八年井伊兵部少輔代
	高二石二四升	万治二年井伊兵部少輔代
合高	五石九三升	
延享高	三四一石六四升	外に寺領一石
明治高	三四二石六四升	

2. 飛鳥村

文禄高	五〇六石五四升	
辰ノ高	三七〇石五六升	外に永江院寺領七石五斗
元禄高	三八〇石〇六升	円藏寺領二石
新田高	八石五三一合	寛永二年朝倉筑後守代

高	一石五四七合	寛永十六年本多能登守代
高	五六五合	寛永十七年同
高	一石五五升	慶安四年北條出羽守代
高	六三三合	明暦二年 同
高	九二五合	寛文七年井伊兵部少輔代
高	四石六七二合	延宝三年井伊伯著守代
高	一八五合	天和三年井伊兵部少輔代
高	九石七七五合	元文四年小笠原山城守
高	二石六五升	元文四年同
合高	三一石〇三三合	
延享高	四〇一石五九升	外に寺領九石五斗
明治高	四一八石九斗	開発新田七石八一升 年月不明

3. 中宿村

文禄高 飛鳥村高に含まる

辰ノ高 八八石一斗 外に北昌寺領一石五斗

元禄高 八九石六斗

延享高 八八石一斗 外に北昌寺領一石五斗

開発屋敷不動堂除地四斗 年月不明

明治高 九〇石

4. 水垂村

文禄高 四九二石六二升

辰ノ高 三七二石八四升

開発新田一三二石余り 年月不明

元禄高 五〇五石〇五二合

新田高一二石二〇八合 承応二年北條出羽守代

高一〇石七〇三合 明暦元年同

高 二石一三六合 寛文十二年井伊兵部少輔

高 三石〇〇二合 元禄四年井伊兵部少輔

合高二八石〇四九合

延享高 五三三石一斗

開発新田七石八一升 池新田年月不明

明治高 五四〇石九一升

5. 結縁寺村

文禄高 七四石九六升

辰ノ高 七八石八九六合

元禄高 八〇石三九升

外に結縁寺観音堂領一石五斗

新田高一〇石四五八合

高 七七〇合

竹田新田

年月不明

合高一二石二八合

6. 萩間村

文禄高 五〇石四四升

辰ノ高 四七石四五升

元禄高 四七石四五升

新田高二三石九八升

差出帳高七一石四斗三升

明治高 七一石四三升

正保五年北條出羽守代

明和五年

7. 丹間村

文禄高 二一石八〇升

辰ノ高 二四石八二升

元禄高 二四石八二升

開発新田四石七四升

明治高 二九石五六升

年月不明

8. 桑地村

辰ノ高 六九石一斗

元禄高 七〇石一斗

外に昌寿庵寺領一石

戊亥新田高一四石三六六合

内訳

高 八一升

高三石〇八九合 正保二年松平伊賀守代

高一石七八合 慶安二年北條出羽守代

高三石六四六合 承応二年北條出羽守代

高三石三五五合 万治元年北條出羽守代

高 八一升 万治二年井伊兵部少輔代

高 七九五合 寛文五年井伊兵部少輔代

高 一一合 延宝三年井伊兵部少輔代

高 六七升 元禄元年井伊伯耆守代
高 一〇二合 元禄四年井伊伯耆守代

西改新田高三石三五升 元禄六年及十二年

新田 高二石一四九合 宝永元年申年

西申共に井伊兵部少輔代

新田合高 三八石八斗六升五合

延享高一〇七石九六升

外に昌寿庵寺領一石

明治高一〇八石九六升

おわりに

農民よりの年貢徴収を目的とする、太閤検地ともいえる掛川藩主山内一豊の文禄二年の遠州佐野、榛原両郡村々検地の以前に「天正の石直し」と呼ばれる検地が、徳川家康のもとに天正十七年、十八年に、駿遠三甲信の五ヶ国を対象に行われたといわれている。通称五ヶ国総検といわれた此の検地を実証するものは掛川周辺には発掘されていない。唯、掛川誌稿の編者が北辺炭焼村の頃で、検地の證文として次の古文書を見たのである。「其郷山中之事に候間、毎年納候ごとく、炭六拾貳俵、さかの村、みやうが島村両郷より納所可有候、以上

丑八月 廿日

寺田 右京亮

みやうがしま村

さがの村

御 百姓 中 「

当掛川地方における近世的検地は天正十七年に、城主石川日向守に始まり、文禄二年山内一豊、慶長九年松平隠岐守にて定まったのである。以後朝倉筑後守、本多能登守、松平伊賀守の新田検地、北條出羽守、井伊兵部少輔の六尺間竿による計直しの検地（出目新田の計上）により酷ともいえる村高が決定づけ

られている。その後井伊兵部少輔の新田開発方針を小笠原山城守が引つぎ、ついで掛川藩の代表とする太田侯にと移って行ったのである。

かさねて言えば検地とは百姓より徴収する年貢の算定の基礎反別を計り、生産高を推定する作業で、桑地村の差出帳によれば「宝永元申ノ年井伊兵部少輔様御代田畑地、押御吟味被遊、銘々古検反別畝帳御座候」とある。此の「押御吟味被遊」という言葉に何か気にかかるものがある。「出目新田」といい百姓の頭の上のしかかる蔭気があるではないか。

吉岡村の書上帳の中に、「但惣田畑盛、一盛宛御増被仰付、御百姓方難儀仕候ニ付、御奉行様江願出候」とある。掛川藩領の一般村方石盛は上田一石三斗を基準としておるが、天領として万治二年より代官支配地となり、正徳二年旗本知行所となつて行くこの吉岡村は元禄十五年上田石盛一石四斗と計上され村総合高で一六六石四八升の高増となつたのである。それが吉岡村にとって相当であるか、否かではなくその年に石盛率をあげられ村高で百六拾石も増されたことで、百姓は混乱したであろう。代官所へ御願出とあるが恐らくは直訴の形をとつたのであろう。

検地は直接的にその年々の年貢に影響する。勿論天災等による不作の時は検見という方法もとられているが、何としても検地された高反別が一番の基礎である。藩役所、村百姓両者にとつて、それは重大事であつたろう。一坪の土地もゆるがせに出来ないのである。我々の概念でもてるものは強いと言うが、近世の百姓は、多くもっているものが強いとばかりはいえなかつたのではあるまいか。

今の世に現金収入のない土地持ちの老人が、納税に困り、最終的には分散して行く身上になつたと聞くが、いつの日にも同じとばかり感心してはいられないことだ。

師走の風は冷たいことである。 十二月十七日 記